

別紙 第3回投資主総会招集ご通知

(証券コード 3295)
平成 29 年 5 月 1 日

投資主各位

東京都中央区八丁堀二丁目 26 番 9 号
ヒューリックリート投資法人
執行役員 時田 榮治

第3回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第3回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 29 年 5 月 24 日（水曜日）午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、現行規約第 14 条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第 14 条第 1 項及び第 2 項

第 14 条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 :

平成 29 年 5 月 25 日 (木曜日) 午前 10 時 (受付開始 午前 9 時 30 分)

2. 場 所 :

東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地 御茶ノ水ソラシティ 2 階
ソラシティ カンファレンスセンター (室名ソラシティホールウェスト)

3. 投資主総会の目的である事項 :

決議事項

- 第 1 号議案 規約一部変更の件
- 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件
- 第 4 号議案 監督役員 2 名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください
いますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎ 代理人により議決権を行使される場合
本投資法人の議決権を有するほかの投資主の方 1 人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト(<http://www.hulic-reit.co.jp/>)に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎ 運用状況報告会
当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるヒューリックリートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会計監査人に対する報酬の支払に関し、その支払時期を監査報告書の受領後かつ会計監査人の請求後であることを明確化するために必要な変更を行うものです（変更案第25条）。
- (2) 本投資法人と他の投資法人との合併の場合には、合併の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる様々な業務を資産運用会社が担うこととなるところ、そのような業務の対価として資産運用会社に対して合併報酬を支払う旨の規定を新設するとともに、当該合併報酬の対象となる場合を取得報酬及び譲渡報酬の対象から除外するものです（変更案第37条第1項）。
- (3) 上記のほか、規定内容の明確化等のために必要な表現の変更等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行規約	変更案
<p>第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p>	<p>第5条 (投資主の請求による投資口の払戻し及び<u>投資主との合意</u>による自己の投資口の取得)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第25条 (会計監査人の報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期（第34条に定義する。以下、同じ。）ごとに3,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、<u>当該決算期から</u>3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>	<p>第25条 (会計監査人の報酬の支払に関する基準)</p> <p>会計監査人の報酬額は、監査の対象となる決算期（第34条に定義する。以下、同じ。）ごとに3,000万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、<u>会計監査人から監査報告書を受領後、会計監査人の請求を受けてから</u>3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>
<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 取得報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得に要する費用（もしあれば）を</p>	<p>第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払に関する基準)</p> <p>1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下、「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は、次のとおりとする。なお、本投資法人は、資産運用会社に対して、宅地建物取引業法に定める代理・媒介に関する報酬は支払わないものとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 取得報酬</p> <p>本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を取得した場合 <u>((4)に定める場合は除く。)</u>、取得報酬として、その取得代金（売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により取得した当該不動産関連資産の評価額、出資による場合は出資金を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに取得</p>

現行規約	変更案
<p>除く。) に、100 分の 1.0 (但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は 100 分の 0.5 とする。) を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額 (1 円未満を切捨てる。) を資産運用会社に対して支払う。本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(3) 謙渡報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより譲渡益が発生した場合、譲渡報酬として、その譲渡代金 (売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用 (もしあれば) を除く。) に、100 分の 1.0 (但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は 100 分の 0.5 とする。) を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額 (1 円未満を切捨てる。) を資産運用会社に対して支払う。なお、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより譲渡損が発生した場合、譲渡報酬は発生しないものとする。本投資法人は、かかる譲渡報酬を、当該資産の譲渡の日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(4) (新設)</p>	<p>に要する費用 (もしあれば) を除く。) に、100 分の 1.0 (但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は 100 分の 0.5 とする。) を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額 (1 円未満を切捨てる。) を資産運用会社に対して支払う。本投資法人は、かかる取得報酬を、当該資産の取得日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(3) 謙渡報酬 本投資法人は、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し <u>((4)に定める場合は除く。)</u>、それにより譲渡益が発生した場合、譲渡報酬として、その譲渡代金 (売買の場合は売買代金、交換の場合は交換により譲渡した当該不動産関連資産の評価額を意味する。但し、消費税及び地方消費税、並びに譲渡に要する費用 (もしあれば) を除く。) に、100 分の 1.0 (但し、本投資法人が定める利害関係人との取引の場合は 100 分の 0.5 とする。) を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額 (1 円未満を切捨てる。) を資産運用会社に対して支払う。なお、本投資法人が不動産関連資産を譲渡し、それにより譲渡損が発生した場合、譲渡報酬は発生しないものとする。本投資法人は、かかる譲渡報酬を、当該資産の譲渡の日が属する月の翌月末日までに、資産運用会社に対して支払う。</p> <p>(4) 合併報酬 <u>本投資法人は、本投資法人が当事者となる新設合併又は吸収合併（本投資法人が吸収合併存続法人である場合及び吸収合併消滅法人となる場合を含む。以下同じ。）（以下</u></p>

現行規約	変更案
2. (省略)	<p>「合併」と総称する。) の相手方の保有する資産等の調査及び評価その他の合併にかかる業務を資産運用会社が本投資法人のため実施し、当該合併の効力が生じた場合、当該合併の相手方が保有する不動産関連資産のうち当該新設合併の新設合併設立法人又は当該吸収合併の吸収合併存続法人が承継し又は保有するものの当該合併の効力発生日における評価額の合計額に 100 分の 1.0 を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1 円未満を切捨てる。) を資産運用会社に対して支払う。かかる合併報酬は、当該合併の効力発生日が属する月の翌月末日から 1 ヶ月以内に、資産運用会社に対して支払われるものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員時田榮治は、平成29年5月31日をもって任期満了となります。これにより、平成29年6月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、就任する平成29年6月1日より2年間となります。

なお、本議案は、平成29年4月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位及び担当	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
時 田 榮 治 (昭和27年11月18日)	昭和50年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成12年4月 同行 与信管理部長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行 与信企画部長 平成14年11月 同行 京都支店長 平成16年4月 同行 執行役員 新橋支店長 平成17年1月 同行 常務執行役員 平成21年3月 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 平成24年2月 昭栄株式会社(現 ヒューリック株式会社) 顧問 平成24年3月 同社 代表取締役社長 平成24年7月 ヒューリック株式会社 顧問 平成24年12月 同社 顧問 戰略企画室長 平成25年4月 ヒューリックリートマネジメント株式会社 代表取締役(現任) 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 執行役員(現任)	0口

- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリックリートマネジメント株式会社の代表取締役です。
- 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 指定執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年6月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における補欠執行役員選任にかかる決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、本議案は、平成29年4月14日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
一寸木 和朗 (昭和38年1月7日)	<p>昭和60年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行</p> <p>平成16年5月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) ALM部 次長</p> <p>平成21年4月 みずほ証券株式会社 金融市場グループ 副グループ長</p> <p>平成23年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 兜町証券営業部長</p> <p>平成25年4月 ヒューリック株式会社 出向</p> <p>平成25年5月 ヒューリッククリートマネジメント株式会社 出向</p> <p>平成25年7月 同社出向 取締役</p> <p>平成25年8月 同社出向 取締役 企画・管理部長</p> <p>平成26年1月 同社 取締役 企画・管理部長 (現任)</p>	0口

- 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているヒューリッククリートマネジメント株式会社の取締役企画・管理部長です。
- 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
- 上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の補欠執行役員です。
- なお、本議案において選任される補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員島田邦雄及び杉本茂の両氏は、平成29年5月31日をもって任期満了となります。これにより、平成29年6月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案における監督役員の任期は、就任する平成29年6月1日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位	所持する本投資法人の投資口数
1	島田邦雄 (昭和34年8月16日)	昭和61年4月 弁護士登録 昭和61年4月 岩田合同法律事務所 入所 平成12年6月 みずほ債権回収株式会社 常務取締役（現任） 平成19年2月 富士総業株式会社 監査役（現任） 平成22年7月 島田法律事務所 代表パートナー（現任） 平成23年6月 株式会社ツガミ 取締役（現任） 平成25年1月 一般社団法人日本卸電力取引所 監事（現任） 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任）	0口
2	杉本茂 (昭和33年10月12日)	昭和57年4月 住宅・都市整備公団（現 独立行政法人都市再生機構）入社 昭和60年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入社 昭和63年7月 株式会社さくら綜合事務所設立 代表取締役（現任） 平成7年12月 監査法人さくら綜合事務所設立（現 さくら萌和有限責任監査法人） 平成20年4月 中央大学大学院 客員教授 平成20年11月 さくら萌和有限責任監査法人 代表社員（現任） 平成22年5月 一般社団法人不動産証券化協会 監事（現任） 平成24年6月 株式会社ツムラ 取締役（現任） 平成25年2月 一般社団法人環境不動産普及促進機構 監事（現任） 平成25年11月 ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任）	0口

- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

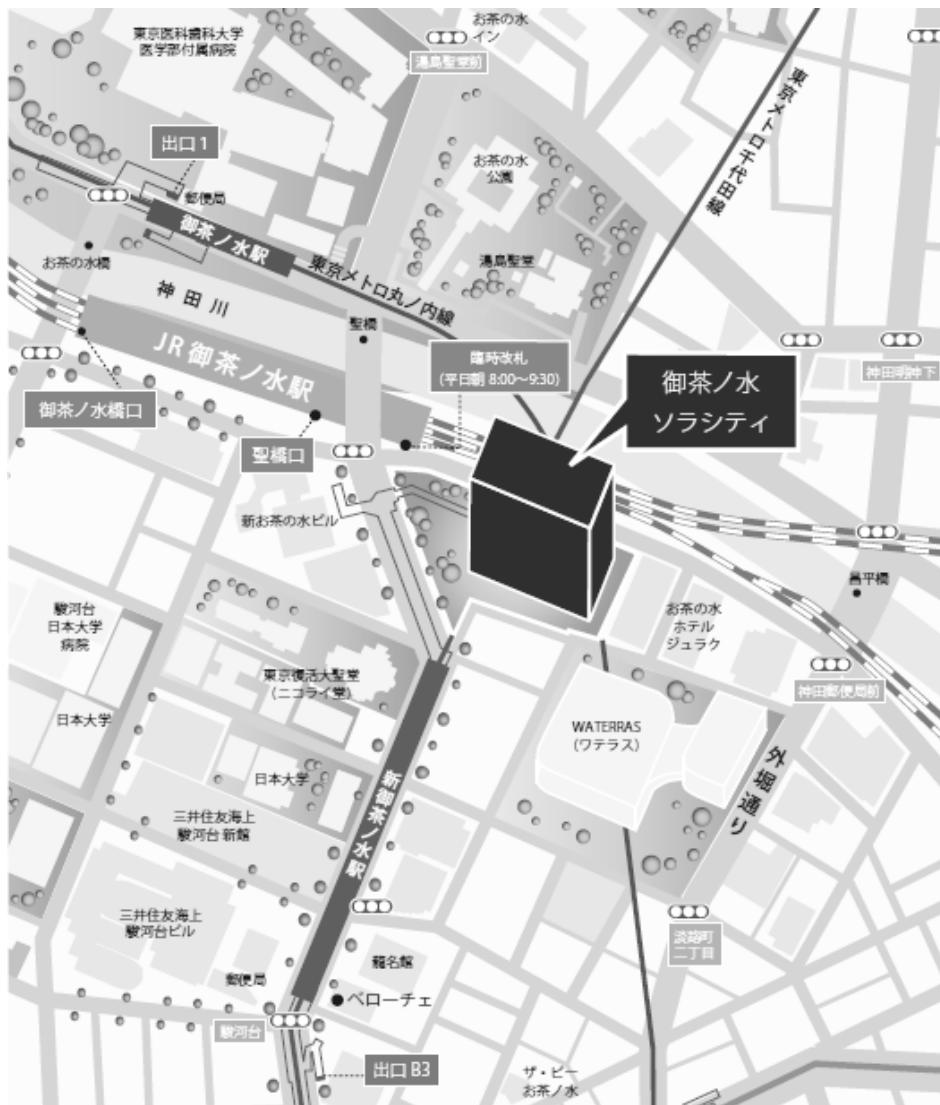
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

第3回投資主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティ カンファレンスセンター（室名ソラシティホールウエスト）
電話：03-6206-4855



J R 中央線・総武線	「御茶ノ水」駅	聖橋口から 徒歩1分
東京メトロ千代田線	「新御茶ノ水」駅	B 2出口【直結】
東京メトロ丸ノ内線	「御茶ノ水」駅	出口 1 から 徒歩4分

なお、当時は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会にご出席の投資主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。